

和歌山県特定行為研修受講支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、在宅医療等の充実と看護の質の向上を図るため、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）を受講し、修了しようとする者を支援する事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、公立大学法人和歌山県立医科大学が実施する特定行為研修の受講に必要な経費（放送大学学園法（平成14年法律第156号）第2条第1項に規定する放送大学が実施する保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）第5条第1号イに規定する共通科目（以下「共通科目」という。）の講義及び演習の受講に必要な経費を含む。）を負担することにより、看護師の特定行為研修の受講を促進し、修了を支援する事業とする。

2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 知事が和歌山県地域密着型協力病院指定要領（平成28年制定）に基づき指定した地域密着型協力病院
- (2) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第69条又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第9条第2号に規定する訪問看護ステーション
- (3) その他知事が認める者

(補助金の算定方法)

第3条 補助事業における補助金交付の基準額、補助率及び補助対象経費は次の表のとおりとし、補助金の額については、基準額、補助対象経費の実支出額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

基準額	補助率	補助対象経費
看護師1人につき 395,000円	10分の10	特定行為研修の修了者に係る共通科目の受講料（放送大学の入学料及び授業料を含む。）

(申請手続)

第4条 この補助金の交付を受けようとする補助事業者は、受講開始日が属する年度中に和歌山県特定行為研修受講支援事業実施計画書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

(補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等)

第5条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次

の表のとおりとし、特定行為研修を修了したことを証する書面を受理した日の翌日から起算して30日を経過した日までに、知事に提出するものとする。

書 類	様 式	提出部数
和歌山県特定行為研修受講支援事業完了報告書	別記第2号様式	1部
所要額精算書	別記第3号様式	
事業に係る歳入歳出決算（見込）書抄本		
その他参考となる資料		

- 2 補助金等交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 3 前項の補助金等交付申請書の提出をもって、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書による報告があったものとみなす。

（交付条件）

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (2) 前条第2項ただし書の規定により、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（交付申請において減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならないこと。この場合において、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

附 則

この要綱は、平成29年12月7日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月31日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の和歌山県特定行為研修受講支援事業補助金交付要綱第3条の規定は、令和元年度以降に第4条の規定による申請手続を行ったものから適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月15日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の和歌山県特定行為研修受講支援事業補助金交付要綱第3条の規定は、令和2年度以降に第4条の規定による申請手続を行ったものから適用するものとする。